

大多喜町多目的庁舎建設設計業務
プロポーザル評価要領

1 目的

この要領は、大多喜町多目的庁舎建設設計業務に係るプロポーザルに関する評価の体制及び評価基準等について定めることを目的とする。

2 評価の体制等

プロポーザルの評価は「大多喜町多目的庁舎建設設計業務プロポーザル評価委員会」（以下「評価委員会」という。）により行う。

3 評価方法及び評価基準等

(1) 提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション審査、関係書類及び見積金額についての審査を行う。

(2) 順位の決定

ア 評価は、別表に定める審査表により実施し、合計得点により順位を付け、1位の数を多くとった事業者を受託候補者として選定する。

イ 1位の数が同数の場合は、合計得点の高い事業者とする。

ウ 合計得点が高点の場合は、評価項目、評価点数により評価委員会の協議により決定する。

(3) 参加希望企業が多い場合（事前選定）

参加希望企業が多い場合については、プレゼンテーション審査を実施する前に評価委員会において、事前選定を実施し事前選定通過業者を5者程度になるよう選定する。

また、事前選定の実施の有無及び結果については、別途通知するものとする。

(4) 参加希望企業が1者の場合

参加希望企業が1者の場合でも、原則としてプレゼンテーション審査を行い、評価委員会がその企画提案書等について、実施要領や計画条件を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。